

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を国と連携して支援します。(増加した肥料費に対する割合：国 70%、県 15%)

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その70% (国)+15% (県)を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left(\text{当年の肥料費} - \left[\frac{\text{当年の肥料費}}{\text{価格上昇率}} \div \text{使用量低減率} \right] \right) \times 0.85$$

(国：0.7+)
(県：0.15)

申請に必要なもの

- ①本年秋肥（令和4年6月～10月に注文）、来年春肥（令和4年11月～令和5年5月に注文）の購入価格がわかるもの（注文票など）
本年秋肥と来年春肥は、それぞれまとめてください。
注文票に加え、領収書または請求書が必要です。
- ②化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと
(堆肥の利用、有機質肥料の利用、土壌診断による施肥設計など取組メニューから選択して申告)

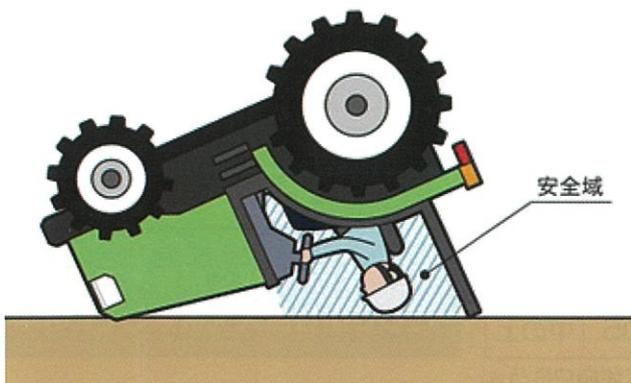
問合せ先

申請については、農協や肥料を購入された販売店、県の振興局等にご相談ください。

トラクターを運転するときは必ずシートベルトをしましょう! 全 域

日本農業機械化協会の調査で、シートベルト着用の有無における農耕車の事故死亡率を見てみると、着用した場合の3.7%と比較して、未着用の場合は24.5%と約7倍の開きがあります。このことからシートベルトをしていれば死亡に至らなかったケースもあると思われます。

例えば、図のようにトラクターが、180度の転倒をした場合でも、安全フレームは「安全域」という運転者が生存出来るための空間を確保するよう設計されています。この安全域に運転者がとどまるためには、シートベルトを着用することが必要であり、シートベルトを着用していなければ、人は投げ出され、車体と地面との間に挟まれたりすることが容易に想像できます。



農作業事故は、自ら心身への影響のみならず、①治療費の負担、休業や後遺症が原因の収入減、債務の増加等による経営の悪化、②休業中の作業の遅滞が周辺の農地に影響を及ぼしたり、労働力の確保のために周囲の農業者の負担が増加する等、周囲に大きな影響を与えます。そのようなことにならないためにも予防が必要であり、農耕者の運転時は、必ずシートベルトをするようにしましょう。